

いみず住まい等応援事業補助金

射水市

射水市では、市外からの転入に伴い新築住宅を取得された方や、市民も含め空き家を購入された方が定住される場合に、住宅取得費用を補助しています。

対象者・要件

新築等取得事業：市外からの転入に伴い住宅を取得し、5年以上定住する意思のある方

空き家利用事業：空き家を住居や住居兼店舗等として利活用するために購入し、5年以上定住する意思のある方

事業内容

補助額

補助ポイント数の合計に5万円を乗じた算出した金額を補助します。

上限：40ポイント（200万円）

新築等取得事業 【基本】新築ポイント 10ポイント（50万円）

+ 市内事業者ポイント 2ポイント（10万円）

空き家利活用事業 【基本】空き家購入ポイント 2ポイント（10万円）

+ 空き家等情報バンク利用ポイント 4ポイント（20万円）

、 共通（転入者のみ） 移住・定住ポイント 4ポイント（20万円）

+ 若者世帯・子育て世帯ポイント 6ポイント（30万円）

+ 子どもポイント（1人につき） 4ポイント（20万円）

+ 三世代同居ポイント 6ポイント（30万円）

その他

詳しい内容や、申請方法については、射水市のホームページ（いみず住まい等応援事業補助金）をご覧ください。

新築等取得事業

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=45598>

申請先・問い合わせ先

射水市

観光まちづくり課

射水市本町二丁目13番1号

連絡先：0766-51-6676